

《よくいただくお問い合わせについて（Q&A）》

窓口やお電話にて多くいただくお問い合わせについて、Q&A形式で下記にまとめました。

※本Q&Aは一般的な内容を掲載しており、個別の状況により取扱いが異なる場合もあるので、あくまで目安としてご参照ください。ご自身の状況に基づく具体的な内容については、保育幼稚園事業課窓口まで、来庁またはお電話にてお問合せいただきますようお願いいたします。

問1. 園見学は必須ですか？見学する・しないで入所選考に影響しますか？

回答 園見学は入所申込の必須要件ではありません。また、入所選考にも影響しません。ただし、市としては、予め、希望施設へ見学いただくことをお勧めしています。

園見学をすることで、

- ① 自宅から施設までの所要時間、施設から職場までの所要時間がどのくらいか？
(交通渋滞・駐車場の有無などの関係で想定以上に送迎時間がかかることがないか？)
- ② 送迎が可能な距離か？
- ③ お子様にアレルギー等がある場合に、希望施設は除去食などの対応が可能か？
- ④ 保育料以外の「その他実費（入園受入準備金・制服代・教材費など）」は想定の内か？

などの複数のポイントを、実際に園に行き、直接園と相談・確認をされた上で、希望園を選択されることをお勧めします。そうすることで、第1希望に内定ができたものの、「これらの問題で入園ができなかった。第2希望の園だったら問題なく入園できたのに…」というような、内定辞退という結果を防ぐことができます。

なお、毎年4月・5月は、新規入園児童の対応で、保育施設が慌ただしくしている時期となるため、園見学のお問い合わせは、可能な限り、新規入園児童が保育環境に慣れてくる6月以降にいただきますようご協力をお願いします。

問2. 入所（転所）の申し込みは、早いほど有利ですか？

回答 入所（転所）の決定は先着順ではありません。締切日までに申し込まれた方を対象に利用調整基準（点数表）に基づいて採点し、点数の高い方から順に内定となります。

ただし、『待機加点（1年（12カ月）経過後に加点、※求職・育休の場合、及び内定辞退・申込取下時はリセット）』など、申し込みの継続期間が、後々の点数に影響する場合があります。

問3. 入所（転所）の申し込みは、毎月必要ですか？

回答 不要です。一度入所申込（転所申込）をいただければ、待機となった場合に次月以降も自動的に申込が継続されます。ただし、妊娠出産・求職活動・就学要件など認定期間に終期がある場合は、終期までに要件の更新を行う必要があります。

また、令和8年5月入所選考までに申し込まれた方には、5月～6月頃に現況届・要件書類（就労証明書など）・その他必要書類の提出をお願いしています。これらが未提出の場合、入所選考の対象外となりますので、ご注意ください。なお、令和8年6月入所選考以降に申し込まれた方は、令和8年度の現況届等の提出は不要です。

お子様の申込状況をご確認されたい場合は、保育幼稚園事業課までお問い合わせください。

問4. 申し込み後、希望園の追加・変更、申込取下げは可能ですか？また、電話での受付は可能ですか？

回答 申込締切日までに「保育の利用申込内容変更申請書」を提出いただくことで、希望園の追加・変更や申込取下げが可能です。

手続き方法は、オンライン申請、来庁、郵送のいずれかとなります。なお、電話での受付はしておりませんのでご注意ください。

オンライン申請は、**6ページ**または**裏表紙**に記載の2次元コードからお手続きください。

来庁または郵送で手続きされぶ場合は、市ホームページの『様式集（提出書類）』から申請書をダウンロード・印刷してご使用ください（**裏表紙**に2次元コードを掲載しています）。

問5. 申し込み後に状況が変わった場合（転職、退職、就労時間の変更など）、手続きは必要ですか？

回答 お手続きがない場合、変更前の内容に基づいた点数で選考が行われ、内定となっても、その後の確認にて点数変更（減点）となり内定取消しとなる可能性がありますので、**変更が生じた場合は速やかにご連絡・お手続きいただきますようお願いいたします。**

また、転所申し込みの場合は、内定と同時に他児童が元在籍先に内定となり籍が埋まる仕組みとなっています。そのため、変更手続きを行っていないと、**内定先・元在籍施設のいずれにも在籍できず、預け先がなくなる可能性**がありますので、ご注意ください。

問6. 高槻市外から転入予定ですが、入所申込は可能ですか？

回答 賃貸借契約書など、高槻市への転入を証明する書類をご用意いただくことで入所申込が可能です。また、合わせて、市・府民税課税証明書（または住民税決定通知書）の提出もお願いします。

※**13ページ**「2. 高槻市へ転入予定の方 及び 令和7年1月2日以降に高槻市へ転入された方が必要な書類」欄を参照

※入所が決定した場合、入園月の1日までに高槻市に転入（住民票を移動）いただく必要があります（入園月1日までに高槻市に転入されない場合、内定取り消しとなります）。

問7. 時短勤務を検討していますが、入所選考の点数はどうなりますか？

回答 時短勤務をされていても、**週30時間以上**就労されている場合は、通常の雇用契約の就労時間（時短勤務をとっていない場合の就労時間）で採点させていただきます。

ただし、**週30時間未満**の場合は、**時短勤務後の就労時間で採点**させていただきますこととなります。

育児休業中の方が、入所内定後、職場復帰後の時短勤務時間を週30時間未満に設定し、当ルールにより時短後の就労時間にて再選考（再採点）の対象となり、内定取消となるケースがありますので、ご注意ください（**21ページ**参照）。

また、勤務先法人が産後休暇・育児休業等復帰証明書の「勤務状況（雇用契約上の勤務時間）」欄を誤って記入したことで、内定取消等となるケースも発生しておりますので、提出書類は保護者ご自身が必ず最終確認するなど、ご注意ください（**21ページ**参照）。

**問 8. まだ入所申込をしていませんが、待機証明書の発行は可能ですか？
入所申込を取り下げた月の待機証明書の発行は可能ですか？**

回答 待機証明書は、実際に入所選考が行われた結果、待機となったことを証明する書類ですので、入所申込をしていない月・取下げた月について、待機証明書を発行することはできません。
なお、後日、入所申込をいただくことで、利用状況証明書（第1希望の園が当該月に定員一杯であったこと等を証明する書類）を発行することは可能です。ただし、証明書の提出先（ご勤務先やハローワーク等）によっては、待機証明書の提出が必須（利用状況証明書は受付不可）である場合があります。そのような場合においても待機証明書は発行できませんので、計画的に入所申込いただきますようお願いいたします。

問 9. 入所選考申込期日～入園までの間に転職する場合、内定取り消しとなりますか？

回答 下記①、②のいずれか1つにでも該当する場合は、再選考（再採点）が実施され、内定取り消しとなる可能性があります（下記①、②のいずれにも該当しない場合であっても、個々の状況により内定取り消しとなる可能性がございます。詳しくは、保育幼稚園事業課までご相談ください。）

- ① 転職先での就労時間が、転職前の就労時間を下回る場合。
- ② 育児休業取得中である場合。
※転職により育休復帰加点（クラス年齢×2点）の対象外となるため。

問 10. 入園日や育児休業からの職場復帰日は何日になりますか？

回答 入園日は、原則1日です（0歳児で生後57日目から入園する児童等のみ月途中入園が可能）。
育休から職場復帰される方は、入所月の月末までの復帰が必要です（入園月の月初めに復帰しなければならないわけではありません。慣らし保育期間なども考慮に入れて復帰日を設定いただくようお願いいたします）。

例：4月1日入所の場合、4月30日までの復帰が必須
（もし4月30日が土日であっても、4月中の職場復帰が必須）。

※ 12 ページ参照

問12. 育児休業に伴う利用継続について、他認可保育施設へ転園する場合や、小規模保育事業所等から卒園後に保育所・認定こども園へ進む場合に、継続できないのはなぜですか？

回答 原則、育児休業等を取得されている期間は家庭内保育が可能であると見なされるため、保育要件（就労・出産・病気・介護など）をお持ちではない方として、通園することができません。（育児休業中に認可保育施設に内定となった場合、入園月中に職場復帰いただく必要があるのも、この理由によります。）

ただし、児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思慮される場合に関しては、保育施設の在籍継続が認められる制度があるため、入所後、新生児出産に伴い育児休業等を取得される場合に限り、在籍継続が認められます（33～34ページ参照）。

しかしながら、転園や小規模保育事業所等から卒園後に保育所・認定こども園へ進まれる場合、異なる保育施設へ進まれることで環境自体が変化することになるため（※1）、環境の変化が好ましくないと思慮される場合に当てはめることができなくなり、育児休業に伴う利用継続が認められず、通園を継続されるには、原則にあるとおり、職場復帰いただく必要が発生します（※2）。

※1 小規模保育事業所等から同一法人の完全連携先に進まれる場合については、環境の変化が無いものと見なすことができるため、育児休業に伴う利用継続の延長を可能としています（33ページ参照）。

※2 職場復帰されず内定辞退される場合、育児休業に伴う利用継続を経験された後の退園となるため、育児休業に伴う退園加点（退園した児童本人+12点、退園した児童の兄弟姉妹+3点×クラス年齢）については対象外となります。（34ページ下部の留意事項「3」を参照）

問13. 兄弟で申し込むのですが、現在育児休業中であり、兄弟のうち1人だけが内定となっても、もう1人の預け先が確保されなければ職場復帰できません。1人だけ内定が決まるようなことがないように申し込みできますか？

回答 「兄弟姉妹入所条件書」を提出いただくことで、色々な内定パターンを選んでいただけます。その中で、兄弟姉妹1人だけ内定が出るということがないように設定いただけます。反対に、兄弟姉妹のうちどなたか1人だけであっても（上の子だけでも、下の子だけでも）内定が出るように設定することも可能です。

※23～24ページ参照

問14. 兄弟姉妹のうち1人が内定となり、もう1人は待機となりました。何か行う必要はありますか？

回答 内定となった児童の入園手続きに加え、下記2点をお願いします。

① 兄弟姉妹入所条件は、1人だけが内定となった場合において自動的に解除されます。そのため、待機になられた方は次月以降の入所選考で別園に内定となる可能性があります。別々の園でも構わない場合などは手続き不要ですが、同じ園のみをご希望の場合などは、別途、希望園の変更手続きが必要となります。

② 育児休業中の方は、兄弟姉妹のうち1人でも入園になると職場復帰が必須となります。そのため、待機となった児童の預け先を確保いただく必要があります（祖父母に預ける・認可外保育施設に預ける等）。困難な場合は、内定辞退も含めて検討いただくこととなります。

問15. 年度途中（5月入所～翌3月入所）での保育所申込を検討しています。申込締切日や選考基準日を教えてください。

回答 5月～12月入所選考の申込締切日は、前月10日です（土日祝の場合は前開庁日）。
1月～3月入所選考の申込締切日は、4月入所選考との兼ね合いで、同日で統一しています。
なお、前回の1月～3月入所選考は、11月10日を申込締切日としています。
※提出書類に不備があった場合、申込が完了とならない場合がありますので、時間に余裕を持って申し込みいただきますようお願いいたします。
※前回の1～3月及び4月入所選考のスケジュールは、**22ページ**をご覧ください。

また、選考基準日（いつの状態で採点を行うのか？）は、5月～12月入所選考及び1月～3月入所選考は申込締切日と同じです。（5月～12月入所選考が前月10日（土日祝の場合は前開庁日）で、令和8年1月～3月入所選考が11月10日です。）

問16. 4月入所選考の選考基準日を教えてください。

回答 4月入所選考（1次選考）の基準日（いつの状態で採点を行うのか？）は申込締切日とは異なります。
例えば、前回の4月入所選考（1次選考）については、基準日を12月4日に設定しています。
これは、11月に誕生されたお子さまや、1～3月選考にて内定されたお子さまの申込締切日を12月4日とさせていただいているためです。
なお、前回の4月入所選考（2次選考）の基準日は、申込締切日と同じ2月13日です。
※次回の4月入所選考（1次選考）の基準日は、今年9月頃に決定予定です。

問17. 4月2次選考における繰上内定とは何ですか？

回答 4月2次選考の結果通知後、2次選考時にご希望されている保育施設に、内定辞退・在園児の退園などにより定員の欠員が生じた場合に、同保育施設の待機者を繰上内定とさせていただいております（3月下旬頃）。

待機証明書の申請受付・発行は、従来どおり、3月中旬に開始予定ですので、3月下旬の繰上内定の有無をお待ちいただく必要はございません。

詳細は、「2次選考結果通知書（待機された方へ3月中旬頃に発送）」にてご案内いたします。

問18. 3月末に小規模保育施設を卒園する児童に加え、兄弟姉妹も同時に入所申込をします。4月入所選考において、小規模保育施設を卒園する児童が優先枠選考で同一法人の完全連携先に入園することとなり、その兄弟姉妹が一般枠選考でその完全連携先の施設を申し込んだ場合、きょうだい加点はどうなりますか？

回答 R8. 4月入所より、小規模保育施設等卒園児が優先枠選考にて同一法人の完全連携先を申込まれ、その兄弟姉妹が完全連携先を第1希望とされる場合に、「入所選考対象月時点で、兄弟姉妹が現在第1希望の保育施設に在籍している場合（+3点）」の加点対象とします。
ただし、在籍の小規模保育施設等を第1希望とされる場合は加点の対象とはなりません。

問19. なぜ保育士等の資格所持者への加点があるのですか？

回答 保育士も、父・母として育児休業を取得しますが、子どもが保育施設に入園することで、職場である保育施設に復帰することが可能となり、その保育施設がより多くの児童を受入できるようになる・保育環境が整うなどにより、その他の利用者にとってもメリットとなり得るとの考えから加点を設けています。また、国より、待機児童解消対策として当加点制度について他市町村と協力するよう通知を受けていることから、他市町村の保育施設で勤務している保育士等についても加点対象としています。

※ 35ページ参照